

実績評価書

(厚生労働省3(X-1-2))

施策目標名	高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること(施策目標X-1-2) 基本目標X:高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1:老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私的年金制度の普及・拡大を進め、公的年金と相まって国民の高齢期における所得保障の重層化を図るため、法令改正等の必要な制度改善に取り組むとともに、法令の適正な施行等、制度の適切な運営を図ること。 (参考)関連法令:確定拠出年金法(平成13年法律第88号)、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号) 等 ○ 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」では、高齢期の就労の拡大を制度に反映し、長期化する老後生活の経済基盤の充実を図ることを目的とする公的年金制度の改正と合わせて、高齢期の就労の拡大に伴って更に多様化する高齢者のニーズに応えられるよう、以下の①～③等の内容について見直しを行うこととされた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げや受給開始時期等の選択肢の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・DCの加入可能年齢の引上げ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満 → 厚生年金被保険者(70歳未満)、個人型DC(iDeCo):国民年金被保険者のうち60歳未満 → 国民年金被保険者(65歳未満) (令和4年5月施行) ・受給開始時期等の選択肢の拡大 DC:60歳から70歳の間で受給者が選択 → 上限年齢を75歳に引上げ (令和4年4月施行) 確定給付企業年金(DB):60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定 → 支給開始時期の設定可能範囲を70歳までに拡大(60～70歳) (令和2年6月5日施行) ② 確定拠出年金制度における中小企業向け制度の対象範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業向け制度(簡易型DCやiDeCoプラス)について、制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大 (令和2年10月施行) ③ 企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入要件の緩和 (令和4年10月施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、企業型DCに加入している者がiDeCoに加入するには、労使合意に基づく規約の定めと事業主掛金の上限の引下げが必要となるが、これが不要となり、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で加入できるようになる ○ DCの拠出限度額について、全てのDB等の他制度の掛金額を一律評価している現状を改め、以下のとおりDB等の他制度ごとの掛金額の実態を反映して公平できめ細かな算定方法に改善を図ることが令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正の大綱に盛り込まれた。 <ul style="list-style-type: none"> ①DB制度の加入者の企業型DCの拠出限度額(現行:月額2.75万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする。 ②DB制度の加入者の個人型DCの拠出限度額(現行:月額1.2万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額及び企業型DCの掛金額を控除した額(月額2万円を上限)とする。 					
施策実現のための背景・課題	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老後生活の基本を支える機能を有する公的年金をベースに老後生活の多様なニーズに応える私的年金についても、更に多様化する高齢者のニーズに応えられるよう、その充実と普及を図っていくことが必要となっている。 ・ 引き続き、中小企業向けの企業年金制度やiDeCo(個人型確定拠出年金)の普及推進、企業年金制度のより適切かつ安定的な運営等が課題であり、さらなる私的年金の普及・拡大に向けた取組を進めていく必要がある。 				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	企業年金制度やiDeCo等の周知・広報に取り組むとともに、制度改善についても検討を行い、私的年金の普及・拡大を図る。			私的年金の普及・拡大を図るためにには、国民の高齢期の所得保障に確実に資するような制度設計及び制度運営が必要なため。	
施策の予算額・執行額等	区分 予算の状況(千円)	平成30年度 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	令和元年度 0 0 30,241	令和2年度 50,937 0 50,937	令和3年度 54,248 0 54,248	令和4年度 48,631 0 48,631
	執行額(千円、d)	28,116	年月日 11,461	17,944	8,959	
	執行率(%、d/(a+b+c))	93.0%	22.5%	33.1%	18.4%	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	成長戦略フォローアップ(閣議決定)		令和2年7月17日	1. 新しい働き方の定着 (2)新たに講すべき具体的な施策 ix)働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し 2020年に成立した、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、自分で選択可能となっている年金受給開始時期についての上限の70歳から75歳への引上げ、在職老齢年金制度についての支給停止とならない範囲の拡大、私的年金(確定拠出年金)の加入可能年齢の引上げ等が盛り込まれた「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」について、順次その円滑な施行を図る。 4. オープン・イノベーションの推進 (2)新たに講すべき具体的な施策 ix)投資家に魅力があり企業価値向上に繋がる金融資本市場の整備(略) また、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金の普及を図るためiDeCo加入手続のオンライン化等の手続簡素化を行う。		

測定指標	指標1 確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金の加入者数(延べ人数) (アウトプット)	指標の選定理由	高齢期における個人の所得確保を図るために、私的年金の普及・拡大が課題であり、加入者数を増加させることが重要であるため、確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標とした。						
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	平成24～28年度の増分を平準化した場合、毎年度50万人弱ペースで加入者数が増加していることを踏まえた目標としている。 なお、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の施行後、厚生年金基金は新設することが認められていないことから、厚生年金基金の加入者は算定の対象としていない。 (参考)平成27年度実績:1,412万人、平成28年度実績:1,492万人						
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標
		平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	達成
		1,412万人	1,540万人	1,720万人	1,835万人	1,904万人	1,958万人	1,958万人	○ (O)
			1,671万人	1,785万人	1,854万人	1,908万人	集計中 (R4年12月 頃公表予 定)		
	【参考】指標2 個人型確定拠出年金の加入者数	実績値							
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
			85万人	121万人	156万人	194万人	239万人		

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第12回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和4年8月26日開催)で議論いただいたところ、以下の2点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。							
	【達成目標1の指標1】 ① 指標1は、確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金という3つの私的年金をまとめているが、それぞれ普及を目指していると思われるため、分けて記載してはどうか。 ⇒ 企業年金(確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金)、個人型確定拠出年金、国民年金基金それぞれの加入者数を、参考指標として記載することとした。							
	② 指標1のような加入者数だけでなく、私的年金制度のカバー率(特に第1号被保険者にとっての国民年金基金加入割合)を示すことはできないか。 ⇒ 国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の合計数(※)に対する国民年金基金加入者数の割合を、参考指標として記載することとした。 (※)農業者年金基金加入者、国民年金保険料免除者、学生納付特例者を除く。							

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②【目標達成】
	総合判定	(判定結果) A【目標達成】 (判定理由) ・ 指標1(確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金の加入者数)については、毎年度の目標値を達成しており、令和3年度の実績についても概算値で推計すると1,985万人であることから、令和3年度の目標値を達成できる見込みであるため、判定結果は②に区分されるものとして、A(目標達成)とした。
	評価結果と今後の方針性	(有効性の評価) ・ 指標1について、これまでの法令改正等の制度改正及び制度の周知・広報活動により、確定拠出年金の加入者数が大幅に増加したことが、加入者数の安定的な増加に寄与していると考えられるため、私的年金制度の適切な整備及び運営の実施は、有効に機能していると評価できる。 ・ また、参考指標2(個人型確定拠出年金の加入者数)についても、直近5年間で約2.8倍に増加していることを踏まえると、上記と同様に制度の適正な整備及び運営が実施されていると評価できる。 ・ なお、高齢期の就労の拡大に伴って更に多様化する高齢者のニーズに対応するため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」及び「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第244号)」が今後順次施行されることから、今後さらなる加入者数の増加が見込める。
	施策の分析	(効率性の評価) ・ 指標1については、執行額が減少しているにもかかわらず、実績が順調に上昇しており、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 令和元年度から令和3年度まで本施策目標に係る予算の執行率が約20~30%程度で推移しているが、これは予算要求当初はパンフレットの印刷、セミナーの開催等による周知広報等を検討していたが、①HPやメール等を活用した効率的な方法に変更したこと、②新型コロナウイルス感染症の影響により予定されていた諸施策を実施できなくなったこと等の要因が考えられる。執行率の改善に向け、今後は制度周知や必要な制度改善のための調査研究などに予算を活用していく。
	次期目標等への反映の方向性	(現状分析) ・ 指標1については、毎年度順調に目標値を達成しており、かつ概算値で推計したところ、令和3年度の目標値を達成する見込みであることから、私的年金の普及・拡大に向けた取組が着実に進展している。今後は、取組の更なる進展に向け、直近の実績値を基に目標値の引上げを図る。
		(施策及び測定指標の見直しについて) ・ 指標1については、目標値を達成見込みであることから、私的年金の普及・拡大のため、私的年金への更なる加入者の増加を目指し、直近の実績値を基に目標水準の引上げを図る。 ・ また、達成目標1の参考指標として、以下の2つも令和4年度事前分析表から設定することとした。 ① 企業年金(確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金)、個人型確定拠出年金、国民年金基金それぞれの加入者数 ② 国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の合計数(※)に対する国民年金基金加入者数の割合 (※)農業者年金基金加入者、国民年金保険料免除者、学生納付特例者を除く。

参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: https://elaws.e-gov.go.jp/ 成長戦略フォローアップ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2020.pdf 確定拠出年金制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html 企業型確定拠出年金制度加入者数 https://www.mhlw.go.jp/content/000520816.pdf 個人型確定拠出年金制度加入者数 https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/number_of_members_R0404.pdf 確定給付企業年金制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062851.html 確定給付企業年金の事業状況等(2019(令和元)年度版) https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000712299.pdf 国民年金基金制度 https://www.npfa.or.jp/ 国民年金基金現存加入員の推移 https://www.npfa.or.jp/state/R2genzon.pdf
----------	---

担当部局名	年金局企業年金・個人年金課	作成責任者名	企業年金・個人年金課長 大竹 雄二	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---------------	--------	----------------------	----------	--------